

証券コード 4398  
2022年8月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
株式会社ブロードバンドセキュリティ  
代表取締役社長 滝澤 貴志

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、**当日のご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、**2022年9月15日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月16日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター Room G  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 監査役4名選任の件

以 上

- 
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.bbsec.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ・当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### <新型コロナウイルス感染症対策について>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場の座席間隔を拡げることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の場合は、マスクのご着用や消毒液による手指の消毒等にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は会場入口において検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方は、入場をお断りさせていただきます。また、37.5度以上の発熱がない場合でも、当日体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお断りする場合がございます。

#### <経営近況報告会の開催及びライブ配信（株主総会、経営近況報告会）について>

- ・本定時株主総会終了後、同会場にて、経営近況報告会を開催いたします。  
経営近況報告会は、本定時株主総会とは別に、当社代表取締役社長滝澤貴志より、当社の事業内容、最近の経営状況、今後の事業展開などについてご説明させていただくものです。
- ・本定時株主総会及び経営近況報告会を、インターネットでライブ配信いたします。ご来場いただかなくてもリアルタイムでご覧いただけますのでご利用ください。  
インターネットでのライブ配信については、別紙「定時株主総会及び経営近況報告会のライブ配信のご案内」をご参照のうえ、ご利用ください。  
なお、ライブ配信のご視聴については、本定時株主総会当日の決議へのご参加やご質問をお受けすることができません。そのため、書面（郵送）又はインターネットによる方法により、事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年9月16日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年9月15日(木曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年9月15日(木曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

議決権行使書

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

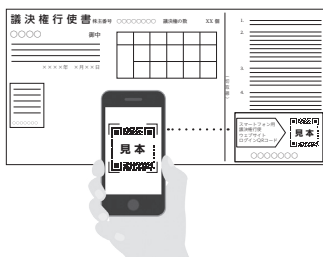
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

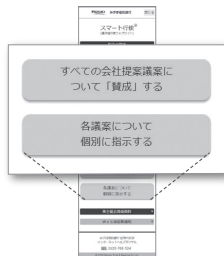
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

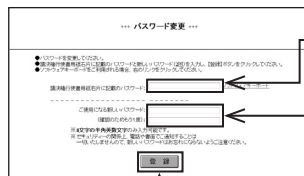
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のまん延、及びロシア・ウクライナ危機の長期化という環境の中、先行きの不透明な状況が続いており、為替市場における円安の進行も、国内産業に関する懸念をもたらしています。

このような環境下においても、政府によるサイバーセキュリティ強化の方針や、テレワークの増加による企業のデジタル化の進行、サイバー犯罪の多様化に伴い、情報セキュリティ市場は、引き続き拡大傾向を示しております。

当社においては、2021年7月にモーニングスター株式会社から「ゴメス・コンサルティング事業」を承継し、金融機関を中心とした顧客基盤の拡大を進めました。社会的に重要なインフラである金融分野において、「デジタル技術による変革」をサイバー犯罪から守ることは当社の責務であると考えております。

また当社は、2021年9月、秋田県に「東北セキュリティ診断センター」を開所し、最先端かつ高度な技術を持つITセキュリティエンジニアを配置しました。地元大学及び地元企業とも連携して、地方における情報セキュリティ市場の拡大に寄与しております。さらに、EDRと呼ばれる総合的なエンドポイント向けセキュリティ・ソリューションを、24時間365日体制でリモート監視するサービスを開始して、多様化・高度化するサイバー攻撃から企業を防衛する事業を拡大しております。

この結果、当事業年度における業績は、売上高5,216,754千円（前事業年度比20.1%増）、営業利益509,000千円（前事業年度比141.6%増）、経常利益497,365千円（前事業年度比151.9%増）、当期純利益352,348千円（前事業年度比190.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は151,222千円で、その主なものは情報漏えいIT対策サービスにおけるサーバ等の関連機器（工具、器具及び備品）及びソフトウェアであります。

また、顧客のニーズに対応すべくサービス改善並びにサービス拡大のためのソフトウェア開発（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定）によるものであります。

その内訳は、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	20,743千円
リース資産	41,215千円
ソフトウェア	89,165千円

③ 資金調達の状況

当事業年度に所要資金として、金融機関より短期借入金として100,000千円、長期借入金として100,000千円の調達をいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年7月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、モーニングスター株式会社が営んでおりましたゴメス・コンサルティング事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年6月期)	第 21 期 (2020年6月期)	第 22 期 (2021年6月期)	第 23 期 (当事業年度) (2022年6月期)
売 上 高(千円)	3,670,914	4,176,183	4,342,306	5,216,754
経 常 利 益(千円)	73,094	314,348	197,438	497,365
当 期 純 利 益(千円)	59,911	218,224	121,387	352,348
1株当たり当期純利益 (円)	15.58	55.10	31.18	79.90
総 資 産(千円)	2,558,825	2,702,632	2,785,838	3,148,035
純 資 産(千円)	818,990	920,152	998,617	1,237,982
1株当たり純資産 (円)	205.66	237.20	256.16	282.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。  
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はSBIホールディングス株式会社で、SBIホールディングス株式会社は当社の議決権の66.2%を保有(間接保有を含む。)しております。

SBIインキュベーション株式会社は、当社の議決権の31.5%を保有しております。

SBI FinTech Solutions株式会社は、当社の議決権の22.0%を保有しております。

SBIホールディングス株式会社は、当社の議決権の12.7%を保有しております。

### ② 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社の企業グループに当社の各種サービスの販売を行っております。サービスの販売に当たっては、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。また、当社取締役会は親会社等との取引条件を把握し、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

#### (4) 対処すべき課題

情報漏えい事故等の増加により、情報セキュリティの必要性に関する認識が顧客企業において強くなってきております。しかし、そのような危機意識は未だ大企業の域に留まっており、今後は中小企業にもその意識が高まることが予想されます。そのような環境の中、当社では以下の点を課題ととらえ、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

##### ① サービス品質の向上

当社が提供するサービスにおいて障害等が発生した場合には、当社のレピュテーションが低下し、受注活動を鈍化させるとともに、既存顧客の解約リスクも発生します。マネージドサービスにおけるサービス提供開始前の検証実施の強化徹底、脆弱性診断サービスにおける担当者以外の技術者による複数回によるチェックなど、障害等が発生しないための態勢構築を今後も継続してまいります。

##### ② 新サービスの開発

情報セキュリティに対する脅威は日進月歩の状況であり、顧客のニーズも多様化してきております。顧客がセキュリティサービスを手軽に利用できるクラウドモデルでの提供や、新たな脅威に対するサービスの開発等に努め、情報セキュリティ市場における差別化を進めてまいります。また、情報セキュリティ強化に対応したサービスの提供も必要であり、既に取り組んでいるPCI DSS準拠支援サービスや一般企業向けのリスクアセスメントサービス等のコンサルティングサービスにもより一層、注力してまいります。加えて、情報漏えい事故に対する緊急対応サービスについても、態勢拡大を継続しております。

##### ③ スtock型サービスにおける契約解除防止

当社が展開する継続サービスにおける顧客の契約解除は、当社の安定的な業績基盤を失い、業績変動に対する影響を増加させるものであるため、その対処として、定期訪問もしくはオンライン会議等による顧客満足度の調査、新たなサービスの提案、顧客キーマンとのコミュニケーション強化等、組織をあげての既存顧客フォロー態勢を構築し、解約リスクの早期察知と防止を図ってまいります。



④ 人材の確保と育成

当社のサービスを安定的に継続提供し、更に進化させていくに当たり、人材の確保と育成は重要であります。当社は、今までの積極的な採用活動で採用した新規人材や社内人材に対して、組織全体でフォローアップできる体制を整備することで、全体のレベルアップを図ってまいります。

⑤ ガバナンスに関する課題

当社では、今後内部統制システムの整備を推し進めることにより、企業価値の向上を目指した経営の透明性、健全性及び遵法性の確保、コンプライアンス態勢の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示を通じて、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する役員及び従業員の意識を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

事業区分	事業内容
セキュリティ監査・コンサルティングサービス	PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) (※1) 準拠のためのコンサルティングやオンサイト監査と、企業全般向けのセキュリティ強化に向けた体制作りなどの支援サービスです。また、オンラインビジネス成功に向けた調査分析サービスも行います。
脆弱性診断サービス	企業のwebサイト等に対し、ホワイトハッカーと呼ばれる当社のエンジニアが、外部からの侵入や内容の書き換えが可能かなどの擬似攻撃をかけることで、その安全性を診断するサービスです。
情報漏えいIT対策サービス	当社のサーバ群や独自に開発したソフトウェアなどを使用した、企業の情報漏えい対策 (予防、監視、発見、遮断等) のためのサービスです。主に以下のようなサービスから構成されます。 ①セキュリティ機器マネージドサービス (MSS) ②セキュアメールサービス ③マルウェア検知サービス、EDR-MSS (※2) ④標的型メール攻撃訓練サービス ⑤SIEM (※3) 構築及び運用支援サービス ⑥デジタルフォレンジック (※4) サービス

(注)

- ※1. 国際カードブランド5社 (American Express、Discover、JCB、Mastercard、VISA) が共同で設立したPCI SSC (PCI Security Standards Council) により運用・管理されているカード情報セキュリティの国際統一基準の名称。
- ※2. Endpoint Detection and Response Managed Security Serviceの略で、従来型アンチウイルス製品では検知が困難なファイルレス攻撃等に対応する、次世代型エンドポイントセキュリティ製品の24時間365日体制による運用監視サービス。
- ※3. Security Information and Event Management の略で、ファイアウォールやIPSなどのセキュリティ機器、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベント情報を一元的に保管して管理し、脅威となる事象を把握するテクノロジー。
- ※4. 情報漏えいや不正アクセスなど、コンピュータが関わる犯罪が起きた際に、コンピュータ本体に記録された電子データを収集・分析して、証拠とするための技術のこと。なお、当社はPCI SSCより、カード情報漏えい事故を取り扱う調査機関であるPFI (PCI Forensic Investigator) としての認定を受け、サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所等 (2022年6月30日現在)

本 社	東京都新宿区
支 店 等	大阪支店：大阪府大阪市北区 名古屋支店：愛知県名古屋市中区 天王洲オフィス：東京都品川区 東北セキュリティ診断センター：秋田県秋田市 韓国支店：大韓民国ソウル特別市

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
222名	4名増	42.0歳	6.6年

(注) 当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	187,168千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	100,000
NECキャピタルソリューション株式会社	59,573
み ず ほ リ ー ス 株 式 会 社	19,887
芙 蓉 総 合 リ ー ス 株 式 会 社	3,202

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 13,400,000株

(2) 発行済株式の総数 4,566,374株

(注) 1. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は2,550株増加しております。

2. 2021年7月1日付でモーニングスター株式会社に対して吸収分割に係る対価として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は556,844株増加しております。なお、そのうち556,800株は、2022年2月21日付で同社から当社親会社であるSBIホールディングス株式会社に譲渡されております。

(3) 株主数 2,580名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SBIインキュベーション株式会社	1,379,600株	31.48%
SBI FinTech Solutions株式会社	964,000株	22.00%
SBIホールディングス株式会社	556,800株	12.70%
グローバルセキュリティエキスパート株式会社	212,554株	4.85%
中 村 壯 陽	50,000株	1.14%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	45,519株	1.03%
榎 田 重 夫	42,100株	0.96%
杉 本 恵 子	39,500株	0.90%
システムプラザ株式会社	35,500株	0.81%
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	25,000株	0.57%

(注) 1. 当社は、自己株式を185,170株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式(185,170株)を控除して計算しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 会社役員(会社役員であった者を含む)に対して当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2021年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読

み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得にかかる事項について決議し、かかる取締役会決議に基づいて以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ① 取得した株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 76,600株
- ③ 株式の取得価額の総額 99,886,400円
- ④ 取得した日 2021年11月19日
- ⑤ 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2016年3月31日	
新 株 予 約 権 の 数		7,970個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式	79,700株
		(新株予約権1個につき)	10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり	8,000円
		(1株当たり)	800円)
権 利 行 使 期 間		2018年4月15日から 2026年3月31日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	1,660個
		目的となる株式数	16,600株
		保有者数	5名
	監 査 役	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
 2. 新株予約権の行使の条件  
 ①新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。  
 ②新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。  
 ③その他の権利行使の条件は、2016年3月31日開催の臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。  
 3. 監査役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	滝澤 貴志	
代表取締役副社長	森澤 正人	ゴメス・コンサルティングビジネス管掌 兼ゴメス・コンサルティング本部長
常務取締役	田仲 克己	診断ビジネス、IRビジネス管掌
取締役	岡田 俊弘	情報漏えいIT対策ビジネス管掌 兼第2営業本部長
取締役	雲野 康成	海外ビジネス管掌 兼海外事業本部長
取締役	宮崎 仁	第1営業本部長
取締役	紫藤 貴文	監査・コンサルビジネス、システム化推進管掌
取締役	田中 喜一	サービス&セキュリティ株式会社監査役
常勤監査役	松浦 守男	
監査役	平田 裕司	
監査役	福山 将史	株式会社ルーキー代表取締役 株式会社セイムポート代表取締役 福山公認会計士事務所所長 株式会社エー・ピーホールディングス社外取締役
監査役	升永 英俊	TMI総合法律事務所パートナー (弁護士)

- (注) 1. 代表取締役副社長森澤正人氏は、2022年6月23日付でモーニングスター株式会社の取締役を退任しております。
2. 取締役田中喜一氏は、社外取締役であります。なお、当社は、田中喜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役福山将史氏及び監査役升永英俊氏は、社外監査役であります。
4. 監査役福山将史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役升永英俊氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

6. ご参考：

当社は、2022年7月1日より、業務執行機能強化のため執行役員制度を導入しております。同日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	谷直樹	管理本部長
執行役員	齊藤義人	セキュリティサービス本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の被保険者には、2022年7月1日付で導入いたしました執行役員制度による執行役員も含んでおります。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、填補する額について限度額を設けることや被保険者の故意による背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反に起因して生じた損害は補填されないことなどにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。



#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1)	101,675千円 (3,600)	101,675千円 (3,600)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	23,400 (10,800)	23,400 (10,800)	— (—)
合計 (うち社外役員)	12 (3)	125,075 (14,400)	125,075 (14,400)	— (—)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であります。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2004年9月21日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年9月17日開催の第21回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象にした譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給額として、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び本制度により発行または処分する普通株式の総数は年25,000株を上限とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2002年6月17日開催の第2回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### (5) 取締役の個別報酬等の委任に関する事項

取締役会は、会社の業績を勘案した役位別の取締役（社外取締役は除く。）の報酬基準を決定し、その報酬基準の範囲内で、管掌・担当部門の業績に応じた取締役の個別報酬額の決定を代表取締役社長滝澤貴志に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の管掌・担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役田中喜一氏は、サービス&セキュリティ株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役福山将史氏は、株式会社ルーキー代表取締役、株式会社セイムボート代表取締役、福山公認会計士事務所所長及び株式会社エー・ピーホールディングス社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役升永英俊氏は、TMI総合法律事務所に所属しております。当社は、TMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田 中 喜 一	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。主に長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営上の課題に対し助言・提言を行っております。出席した取締役会においては、これらの経験や見識に基づいて経営全般の観点から適宜助言などを行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
監査役 福 山 将 史	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 升 永 英 俊	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、主に企業経営の健全性とコンプライアンスに関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の内部統制システムの体制構築に関しましては、方針を取締役会で決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しかつ業務の適正を確保するための体制として決定しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、管理本部管掌取締役をコンプライアンスに関する統括責任者に任命すると共に、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人等が、当社の企業理念に則り、法令・定款を遵守することを周知・徹底する。
- ・ コンプライアンス活動においては、コンプライアンス委員会が統括し、関連する社内規程の整備と見直し、コンプライアンス違反が発生した場合の対応及び取締役及び使用人等への法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。
- ・ 研修等必要な諸活動はコンプライアンス委員会が統括し、他部門の協力を得て定期的に行う。
- ・ 統括責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役会に報告する。
- ・ 業務執行部門から独立し、代表取締役社長に直結した内部監査室が、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人等が直接情報提供できるように、内部通報窓口を設置する。

#### ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理を行う。
- ・ 機密情報の保護については「文書管理規程」及び当社のISOP活動において定めている各種セキュリティに関する規程に準拠し、適切に保管管理を行う。

(注) ISOPとは、当社造語であり、個人情報保護マネジメントシステム (Pマーク) 及びISOマネジメントシステムを意味します。ISOP体制は、代表取締役社長をISOP統括責任者とした直轄組織である情報セキュリティ委員会から構成されています。情報セキュリティ委員会は情報システム部門を管掌する取締役をISOP管理責任者に、各本部長をISOP部門責任者とした体制で、日々のインシデント報告や是正処置などの改善提案及び報告がなされる会議で運営されています。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 管理本部にてリスク管理全体を統括する。
  - ・ 具体的リスクが発生した場合には管理本部が対応するが、代表取締役社長が全社をあげた対応が必要と判断した場合においては、代表取締役社長を統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
  - ・ リスク管理活動においては、管理本部が統括し、関連する社内規程の整備と見直しを図ると共に、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
  - ・ 中期経営計画及び年度予算等に基づいた各部門が実施すべき具体的施策を決定し、業務遂行状況を取締役会及び経営会議等において報告させる。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保する体制
- ・ 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価、維持改善を行う。
  - ・ 各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役から求められた場合には、代表取締役社長は監査役と協議の上、専任又は兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。また、必要に応じて当該使用人を置いた場合には、使用人は監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、また、その人事に係る事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。
  - ・ 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
  - ・ 取締役及び使用人等は、業務遂行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
  - ・ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役に報告するものとする。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 内部通報規程において、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義するものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
  - ・ 監査役は、管理本部及び内部監査室と関係を密にして、財務報告に係る内部統制について連携を図るものとする。
  - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

① 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じないことを基本方針とし、その実効性を確保するため反社会的勢力の排除に関する規程を整備・周知すると共に、所轄警察署及び顧問弁護士等と緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査担当が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

当社は、業績のさらなる向上を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しており、積極的なIR活動の推進により、当社の経営方針、戦略及び業績等を市場に遅滞なく伝えるよう努力してまいります。また、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要であると考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,209,782</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,513,426</b>
現金及び預金	1,262,517	買掛金	232,333
受取手形	58,034	短期借入金	100,000
売掛金	574,806	一年内返済予定の長期借入金	121,929
商品及び製品	7,061	リース債務	137,634
仕掛品	26,614	未払金	59,598
前払費用	281,740	未払費用	35,253
その他	2,806	未払法人税等	129,229
貸倒引当金	△3,799	未払消費税等	94,609
<b>固 定 資 産</b>	<b>938,252</b>	預り金	37,237
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>239,061</b>	契約負債	564,423
建物	25,107	その他	1,176
減価償却累計額	△9,148	<b>固 定 負 債</b>	<b>396,625</b>
建物（純額）	15,958	長期借入金	147,901
工具、器具及び備品	359,108	リース債務	183,870
減価償却累計額	△296,931	退職給付引当金	61,677
工具、器具及び備品（純額）	62,176	その他	3,176
リース資産	326,292	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,910,052</b>
減価償却累計額	△165,365	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
リース資産（純額）	160,926	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,237,982</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>589,940</b>	資本金	293,745
ソフトウェア	176,447	資本剰余金	220,112
ソフトウェア仮勘定	255,828	資本準備金	193,745
リース資産	157,591	その他資本剰余金	26,367
その他	72	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>945,885</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>109,249</b>	その他利益剰余金	945,885
出資金	500	繰越利益剰余金	945,885
長期前払費用	21,598	<b>自 己 株 式</b>	<b>△221,760</b>
繰延税金資産	13,125	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,237,982</b>
敷金及び保証金	74,025	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,148,035</b>
その他	0		
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,148,035</b>		



## 損益計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,216,754
売上原価		3,635,463
売上総利益		1,581,290
販売費及び一般管理費		1,072,290
営業利益		509,000
営業外収益		
受取利息	85	
受取配当金	2	
為替差益	938	
その他	257	1,284
営業外費用		
支払利息	12,918	12,918
経常利益		497,365
経常外損失		
固定資産除却損	220	
関係会社株式評価損	3,308	3,528
税引前当期純利益		493,836
法人税、住民税及び事業税	147,948	
法人税等調整額	△6,460	141,488
当期純利益		352,348

## 株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)  
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	純資産 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	292,725	192,725	-	192,725	634,926	634,926	△121,758	998,617	998,617
当期変動額									
新株の 発行	1,020	1,020	-	1,020	-	-	-	2,040	2,040
剰余金の 配当	-	-	-	-	△41,388	△41,388	-	△41,388	△41,388
当期 純利益	-	-	-	-	352,348	352,348	-	352,348	352,348
自己株式 の取得	-	-	-	-	-	-	△100,002	△100,002	△100,002
会社分割 による 増	-	-	26,367	26,367	-	-	-	26,367	26,367
当期変動 額 合計	1,020	1,020	26,367	27,387	310,959	310,959	△100,002	239,364	239,364
当期末残高	293,745	193,745	26,367	220,112	945,885	945,885	△221,760	1,237,982	1,237,982

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法により評価しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

在外支店の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません

① セキュリティ監査・コンサルティングサービス

PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）準拠のためのコンサルティングやオンサイト監査と、企業全般向けのセキュリティ強化に向けた体制作りなどの支援サービスです。また、オンラインビジネス成功に向けた調査分析サービスも行います。主に、サービス提供が完了した時点において履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。また、契約期間にわたりサービスを提供する取引については、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

② 脆弱性診断サービス

企業のwebサイト等に対し、ホワイトハッカーと呼ばれる当社のエンジニアが、外部からの侵入や内容の書き換えが可能かなどの擬似攻撃をかけることで、その安全性を診断するサービスです。主に、サービス提供が完了した時点において履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

③ 情報漏えいIT対策サービス

当社のサーバ群や独自に開発したソフトウェアなどを使用した、企業の情報漏えい対策（予防、監視、発見、遮断等）のためのサービスです。主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」については、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当会計年度の損益に与える影響もありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

この結果、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務等

受取手形割引高	28,748千円
---------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

金銭債権	15,831千円
金銭債務	324千円

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	-
差引額	200,000千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	65,886千円
-----	----------

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,566,374株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 185,170株
- (3) 剰余金の配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,492千円	5円	2021年6月30日	2021年9月21日
2022年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	21,896千円	5円	2021年12月31日	2022年3月7日

### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年9月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	21,906千円	5円	2022年6月30日	2022年9月20日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 79,700株

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。資金調達に関しては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金	269,831千円	268,567千円	△1,263千円
(2) リース債務	321,505千円	321,092千円	△412千円

- (注) 1. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。  
2. 「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	268,567	—	268,567
リース債務	—	321,092	—	321,092

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。



## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,889千円
貸倒引当金	1,163千円
投資有価証券評価損	15,432千円
減価償却超過額	461千円
退職給付引当金	18,885千円
その他	8,371千円
繰延税金資産小計	54,203千円
評価性引当額	△40,689千円
繰延税金資産合計	13,514千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△389千円
繰延税金負債合計	△389千円
繰延税金資産の純額	13,125千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合 (%)	関連当 事者 との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)	
同一の親 会社を持 つ会社	モーニング スター株式会社	東京都 港区	3,363,635	ファイナンシ ャル・サービ ス事業、アセ ットマネジメ ント事業	-	サービ スの提 供	事業の 譲受	譲受 資産	37,150	-	-
							譲受	譲受 負債	10,782	-	-

(注) 当社は、2021年7月1日にモーニングスター株式会社を分割会社、当社を分割承継会社とする吸収分割により、ゴメス・コンサルティング事業を承継しております。なお、吸収分割対価については、当社株式556,844株をモーニングスター株式会社に対して割当交付しております。

詳細は、「13. その他の注記(企業結合関係) (共通支配下の取引等)」をご参照ください。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

	当事業年度
セキュリティ監査・コンサルティングサービス	1,176,150千円
脆弱性情報サービス	1,537,269千円
情報漏えいIT対策サービス	2,503,334千円
顧客との契約から生じる収益	5,216,754千円
その他の収益	-千円
外部顧客への売上高	5,216,754千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	523,134千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	632,841千円
契約負債 (期首残高)	454,411千円
契約負債 (期末残高)	564,423千円

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内である履行義務、及び現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務は含めておりません。その結果、残存履行義務に配分した取引価格として注記すべき重要な履行義務はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 282円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 79円90銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 13. その他の注記

(企業結合関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、同一の親会社を持つモーニングスター株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 朝倉智也、以下、「モーニングスター」）から、同社のゴメス・コンサルティング事業を、当社に承継する会社分割契約を締結することを決議し、同日付で会社分割契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2021年7月1日を効力発生日として同事業を吸収分割により承継いたしました。

#### 1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

ゴメス・コンサルティング事業

(2) 企業結合日

2021年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、モーニングスターを吸収分割会社とする吸収分割（簡易吸収分割）

(4) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

① 取引の目的

当社は、セキュリティ監査・コンサルティング、脆弱性診断及び情報漏えいIT対策を提供するITセキュリティに特化したセキュリティサービスプロバイダであり、2000年11月の設立以降、顧客企業に各種のセキュリティソリューションを提供しております。

一方、モーニングスターは本事業において、利用者視点での客観的サイトランキングを調査・公表しつつ、企業のウェブサービスの評価・分析・コンサルティング及び各種システム開発業務を提供してまいりました。近年ではウェブサイトの効率的かつ安定的な管理・運営をサポートするために、主に金融機関に向けたウェブサイトの品質検証・管理サービスを拡充させております。

これまで本事業では、金融機関に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の支援を行ってまいりましたが、今後金融機関以外の業種へのアプローチも強化し、セキュリティも含めたIT管理サービスを、モーニングスター及びSBIグループと連携して積極的に展開していくことを目的として、本事業の承継を決定いたしました。

② 本分割に係る割当ての内容

当社及びモーニングスターそれぞれの第三者算定機関による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案したうえで、対象事業の事業価値を1,200,000千円とし、2021年4月1日～2021年4月30日の当社の平均株価2,155円をもとに算定した当社株式556,844株をモーニングスターに割当交付しております。

③ 承継する事業の経営成績（2021年3月期）

売上高 330,421千円

④ 承継する資産、負債の項目及び帳簿価額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	14,973千円	流動負債	10,782千円
固定資産	22,176千円	固定負債	-
合計	37,150千円	合計	10,782千円

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社ブロードバンドセキュリティ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	廣瀬 美智代

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードバンドセキュリティの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月12日

株式会社ブロードバンドセキュリティ 監査役会

常勤監査役 松浦 守男 ㊟

監査役 平田 裕司 ㊟

社外監査役 福山 将史 ㊟

社外監査役 升永 英俊 ㊟

以上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額は21,906,020円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年9月20日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと見なすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>          <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	たき ざわ たか し 滝澤 貴志 (1966年6月15日)	1989年4月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2002年9月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年4月 (株)IRIコミュニケーションズ(現当社)入社 2006年1月 当社営業本部エンタープライズ営業部長 2009年7月 当社ASPサービス部長 2013年7月 当社管理部長 2013年9月 当社取締役管理部長 2014年12月 当社取締役管理部長退任 2015年1月 当社経営管理部長 2015年11月 当社マネジメントサービス本部長 2017年7月 当社内部監査室長 2019年7月 当社管理本部長 2019年9月 当社取締役管理本部長 2020年9月 当社代表取締役最高執行責任者 (COO) (管理本部管掌) 2021年4月 当社代表取締役最高経営責任者 (CEO) (管理本部管掌) 2021年9月 当社代表取締役社長 (現任)	10,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	もり さわ まさ と 森 澤 正 人 (1974年7月29日)	1998年4月 ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグル ープ(株)) 入社 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス(株)(現ソフ トバンク(株))入社 2003年3月 ゴメス・コンサルティング(株) (現モー ニングスター(株)) 取締役 2005年4月 同社取締役執行役員CFO 2006年3月 同社代表取締役執行役員COO 2008年11月 同社代表取締役執行役員CEO兼COO 2011年6月 モーニングスター(株)取締役ゴメス・コン サルティング事業部ゼネラルマネージャ ー 2012年7月 同社取締役執行役員ゴメス・コンサルテ ィング事業部長 2013年11月 SBIサーチナ(株) (現モーニングスター (株)) 取締役 2018年7月 SBIネオファイナンシャルサービスズ (株)取締役 2019年3月 マネータップ(株)取締役 2021年7月 モーニングスター(株)取締役 2021年7月 当社ゴメス・コンサルティング本部長 2021年9月 当社代表取締役副社長 (ゴメス・コンサル ティングビジネス管掌) 兼ゴメス・コ ンサルティング本部長 2022年7月 当社代表取締役副社長 (監査・コンサル ティングビジネス管掌) 兼ゴメス・コンサルティ ング本部長 (現任)	3,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	た な か か つ み 田 仲 克 己 (1966年5月3日)	1989年4月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 2001年4月 新光証券(株) (現みずほ証券(株)) 経営企画 部長 2004年4月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入 社 2006年4月 当社SQAT事業部長 2013年11月 当社MS事業部副部長 2014年12月 当社営業本部長 2015年9月 当社セキュリティエンジニアリング本部 長 2016年3月 当社取締役セキュリティサービス本部長 2019年7月 当社取締役 (診断ビジネス管掌) 2020年9月 当社常務取締役 (診断ビジネス、IRビジ ネス管掌) 2022年7月 当社常務取締役 (診断ビジネス、事業開 発本部、第1営業本部管掌) (現任)	1,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	おか だ とし ひろ 岡 田 俊 弘 (1967年3月14日)	1989年4月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2002年11月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年4月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入 社 2006年1月 当社営業本部xSP営業部長 2010年7月 当社マネジメントサービス事業部長 2014年5月 当社東日本営業本部長 2015年7月 当社高度情報セキュリティサービス本部 長 2019年7月 当社情報漏えいIT対策ビジネス管掌 2019年9月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネス 管掌) 2020年9月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネ ス、監査コンサル営業管掌) 2021年7月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネス 管掌) 兼第2 営業本部長 2022年7月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネ ス、第2営業本部管掌) 兼第2 営業本部 長 (現任)	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	くも の やす なり 雲 野 康 成 (1963年8月20日)	1987年4月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 2001年9月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年10月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 2010年6月 当社PCI推進室長 2015年7月 当社セキュリティコンサルティングサービス本部長 2015年11月 当社セキュリティコンサルティングサービス本部長兼韓国支店長 2016年3月 当社取締役セキュリティコンサルティングサービス本部長 2019年7月 当社取締役 (監査・コンサルビジネス・韓国支店管掌) 2020年1月 当社取締役 (海外ビジネス・韓国支店管掌) 2020年9月 当社取締役 (海外ビジネス推進本部長、韓国支店管掌) 2021年7月 当社取締役 (海外ビジネス管掌) 兼海外事業本部長 2022年7月 当社取締役 (韓国支店管掌) 兼事業開発本部長 (現任)	—
6	みや ぎき ひとし 宮 崎 仁 (1967年3月12日)	1990年4月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2004年7月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 2004年10月 当社大阪支店長 2013年11月 当社セキュリティサービス本部長 2016年4月 当社名古屋支店長 2017年6月 当社営業本部東日本営業部長 2017年9月 当社取締役営業本部長 2019年7月 当社取締役営業推進本部長 2021年7月 当社取締役兼第1営業本部長 (現任)	—



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	し どう たか ふう 紫 藤 貴 文 (1964年5月3日)	1991年6月 北海道大学触媒化学研究センター助手 1996年11月 スイス連邦工科大学博士研究員 1998年4月 科学技術振興事業団研究員 1999年4月 東京大学理学系研究科講師 2001年4月 東京大学理学系研究科助教授 2007年1月 東京大学を辞職。個人事業主として執筆 研修、ソフトウェア開発を行う 2015年4月 当社入社 2017年2月 当社セキュリティコンサルティングサー ビス本部APAC推進部副部長 2017年6月 当社セキュリティコンサルティングサー ビス本部副部長 2019年7月 当社システム化推進・技術管掌 2019年9月 当社取締役（システム化推進・技術管 掌） 2020年1月 当社取締役（監査・コンサルビジネス、 システム化推進管掌） 2022年7月 当社取締役（システム化推進本部管掌） 兼CISO*（現任） * Chief Information Security Officer	2,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
8	た な か き いち 田 中 喜 一 (1947年6月29日)	1970年4月 日本オリベッティ(株)入社 1988年8月 (株)CSK (現SCSK(株)) 入社 1991年12月 日本レジホンシステムズ(株)取締役 2002年6月 CSKネットワークシステムズ(株) (現SCSK(株)) 常務取締役 2004年2月 (株)CSIソリューションズ代表取締役専務 2007年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 大津コンピュータ(株)顧問 2013年11月 同社取締役副社長 2013年11月 (株)日本情報プランニング代表取締役社長 2014年11月 大津コンピュータ(株)(現サービス&セキュリティ(株))取締役 2016年3月 当社社外取締役 (現任) 2016年12月 サービス&セキュリティ(株)取締役副社長 2017年7月 同社顧問 2020年1月 同社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) サービス&セキュリティ(株)監査役	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者森澤正人氏の上記「略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)」の欄には、当社親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社のモーニングスター株式会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 田中喜一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中喜一氏を引き続き社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたり経営に携わられた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として独立・公正な立場から経営全般に対する助言や意見等いただくことを期待したためであります。
5. 田中喜一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年6か月となります。

6. 当社は、田中喜一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役を選任され就任した場合は被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものです。ただし、補填する額について限度額を設けていることや被保険者の故意による背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は1年毎の更新のため、候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
8. 当社は、田中喜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつ 浦 守 男 (1956年7月19日)	1979年4月 シャープ(株)入社 1993年4月 日本システムハウス(株) (現(株)ティエスエスリンク) 入社 2003年4月 同社セキュリティ営業部長 2004年1月 同社ネットワークDivision営業部長 2006年4月 同社診断ストレージ事業部長 2012年2月 当社入社 2017年9月 当社常勤監査役 (現任)	—
2	ふく やま まさ し 福 山 将 史 (1974年9月24日)	1998年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年1月 福山公認会計士事務所所長 (現任) 2008年6月 (株)ルーキー代表取締役 (現任) 2010年5月 (株)セイムボート代表取締役 (現任) 2014年4月 当社社外監査役 (現任) 2022年6月 (株)エー・ピーホールディングス社外取締役 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	氏 名 升 永 英 俊 (1942年7月12日)	1965年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 1971年4月 最高裁判所司法研修所入所 1973年6月 第一東京弁護士会登録 西村・小松・友常法律事務所アソシエイト 1978年4月 同所パートナー 1981年6月 米国首都ワシントンD.C.弁護士登録 1984年10月 ニューヨーク州弁護士登録 1985年4月 升永・永島・橋本法律事務所パートナー 1991年4月 東京永和法律事務所パートナー 2008年7月 TMI総合法律事務所パートナー(現任) 2016年3月 当社社外監査役(現任)	—
4	※ 氏 名 竹 野 俊 成 (1959年8月15日)	1987年9月 公認会計士2次試験合格 1987年10月 監査法人中央会計大阪事務所入所 1989年1月 英和監査法人大阪事務所入所 1991年8月 公認会計士登録 1991年9月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人) 神戸事務所入所 1997年12月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人) 社員 2022年6月 EY新日本有限責任監査法人退所	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 福山将史氏、升永英俊氏及び竹野俊成氏は、社外監査役候補者であります。
  4. 福山将史氏は、公認会計士としての財務及び会計の専門性に加え、事業経営者としての経験及び実績を有しており、客観的な立場から有益な意見・助言を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。今後も中立かつ客観的な立場から有益な意見・助言を得ることが期待できることから、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。
  5. 升永英俊氏は、企業経営に関与された経験はございませんが、長年にわたり弁護士として、知的財産権をはじめとする企業法務の幅広い分野に精通し、その専門家としての豊富な経験、実績及び高度な知見に基づいて有益な意見・助言を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。今後も中立かつ客観的な立場から有益な意見・助言を得ることが期待できることから、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。
  6. 竹野俊成氏は、企業経営に関与された経験はございませんが、長年にわたる公認会計士としての財務及び会計の専門性に加え、同業務を通じて豊富な監査経験及び実績を有しております。中立かつ客観的な立場から有益な意見・助言を得ることが期待できることから、同氏を社外監査役候補者といたしました。
  7. 福山将史氏及び升永英俊氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって福山将史氏が8年5か月、升永英俊氏が6年6か月となります。
  8. 当社は、福山将史氏及び升永英俊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、竹野俊成氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  9. 当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査役に再任又は選任され就任した場合は被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものです。ただし、補填する額について限度額を設けていることや被保険者の故意による背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は1年毎の更新のため、候補者の任期途中に当該保険契約を同内容での更新を予定しております。
  10. 当社は、竹野俊成氏の選任が承認された場合には、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏を独立役員として指定する予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド  
コンファレンスセンター Room G



交通：「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）

「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。